

第4章 踏切道の安全に関する施策

第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 (運輸局、国道事務所、道管、道建、都ま、交規、旅客鉄道各社)

踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）及び第11次長野県交通安全計画に基づき、踏切道の立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設及び踏切保安設備の整備等を推進します。

- 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図ります。
- 立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進します。
- 列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進します。
- 特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進します。

- 踏切道改良促進法に基づいた法指定により、各構造改良等を推進します。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進します。

【対象事業】

道路種別	路線数	箇所数	備 考
県 道	4	4	・ 立体交差 1箇所 篠ノ井線 宮田前踏切（松本市） ・ 構造改良 3箇所 飯田線 下田踏切（辰野町） 北しなの線 第4飯山街道踏切 （飯綱町、令和5年度に踏切構造改良は完了） しなの鉄道線 和踏切（上田市）
市町村道	1	1	・ 構造改良 1箇所 飯田線 新田第一踏切（飯島町）
計	5	5	

第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等 (運輸局、交規、旅客鉄道各社)

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を推進します。

また、都市部にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、改良を推進します。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を推進します。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

【踏切支障報知装置新設】

会社名	上田電鉄
箇所数	1

第3節 踏切道の統廃合の促進

(運輸局、国道事務所、道管、道建、都ま、交規、旅客鉄道各社)

- 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に支障が少ないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。
- 構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。

第4節 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

(運輸局、国道事務所、道管、道建、都ま、く消、交企、交規、旅客鉄道各社)

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び緊急措置の周知徹底を図るための広報活動を推進します。

- 鉄道事業者に対し、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ踏切道予告標、踏切信号機の設置や、ITの導入等による踏切保安設備等の高度化を図るための研究開発等を進めるよう指導します。
- 踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、鉄道事業者と協力し、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、広報活動等を強化するよう推進します。

- 踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえて適切に対応します。
- 踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めます。
- 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。
- 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進します。
- 第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進します。

1 安全思想の普及徹底

(1) 報道機関、広報紙等による啓発活動

- 「ふみの日」(毎月23日)を活用した広報活動の実施(JR東日本、長野電鉄)
- 春・秋の全国交通安全運動の期間中、警察・自治体等と合同で、主要駅及び主要踏切において、チラシ配布と広報活動の実施(各社)
- 交通安全協会との連携強化(JR各社)
- 長野県鉄道事業者防犯連絡協議会との連携強化(しなの鉄道、長野電鉄、上田電鉄、アルピコ交通)
- 春・秋の全国交通安全運動に合わせて踏切事故防止キャンペーンを実施。例年、警察及び自治体と合同で、主要踏切において広報活動を実施しているが、春は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため取りやめ。秋の実施は未定
- 春の事故防止キャンペーン期間中、主要駅、沿線の警察署及び自治体等に運輸局・警察局連名のポスターを掲出(JR東海)
- 踏切事故防止キャンペーン期間中、鉄道警察隊と合同で主要駅においてチラシ配布と広報活動の実施(JR東日本)
- 春・秋の踏切事故防止キャンペーン期間中、駅前へのポスターの掲出(JR西日本)
- 「交通安全キャンペーン」への協賛、踏切事故防止に関するTV放送及び新聞紙上による啓発の実施(JR東日本)
- 「夏期の安全・安定輸送推進期間」に踏切事故防止の啓発ポスターを掲出。構内・車内放送の実施(しなの鉄道)

(2) その他、踏切安全通行のための啓発活動、方針等

- 沿線の幼稚園、保育所、小学校等において、踏切通行、線路敷への立入禁止、置石事故防止等について指導を要請(各社)
- 沿線小学校において踏切安全通行等の安全教室を実施(長野電鉄)

- 車内放送及び駅の放送設備を利用し、乗客に対し、交通安全及び踏切通行時の注意並びに投石、置石等の事故について啓発（各社）
- 長野県警察・長野県指定自動車教習所協会と連携し、踏切内に閉じ込められた場合の脱出方法等を印刷した封筒を作成し、高齢者講習会において配布し、踏切事故防止の広報活動等の実施（ＪＲ東日本）
- 非常押ボタン等の踏切保安設備の設置を継続して実施（ＪＲ東海）
- ハード対策として「踏切の１種化」、「踏切支障報知装置」、「障害物検知装置」の設置等を継続して実施及び踏切の廃止の検討（ＪＲ東日本、長野電鉄）
- 踏切非常押しボタンの表示変更〔ＳＯＳ付〕（ＪＲ東海）
- ソフト対策として 1991 年度から「踏切事故防止キャンペーン」を継続実施
また、2023 年 1 月の小学校低学年児童の痛ましい事故から、小学校低学年に対する踏切通行ルールの指導実施を強化（ＪＲ東日本）
- 踏切の自動車交通量に対して、事故の割合が高いトラックドライバーに対して運行管理者講習会を通じて、踏切通行時の注意点等を伝達し事故防止を図る（ＪＲ東日本）
- 運転免許保有者に対して事故の割合が高い高齢者ドライバーに対し、長野県警察と自動車学校や自治体への啓発協力要請を図る（ＪＲ東日本）
- 高齢者の事故防止対策として、警察、自動車学校（運転免許更新講習時）や自治体への啓発協力要請（ＪＲ東海）
- 平成 26 年に人身事故が発生した飯田線湯沢踏切道（第 4 種）の所在する座光寺自治会に、「踏切一旦停止と左右確認」を呼びかけるチラシを回覧（ＪＲ東海）
- 道路管理者と連携し、4 種踏切道の自動車通行禁止を推進する（長野電鉄）
- 第 4 種踏切道（自動車通行禁止等の規制有）での一旦停止を促すためのゲート設置（2 箇所）（長野電鉄、上田電鉄）